

転出されるときのチェックリスト (R3.9.1)



[市魚：めばる]

市役所での主な手続き、市民の皆様からよくご質問を受ける内容についてまとめましたので参考にしてください。
詳細については担当課までお問い合わせください。

なお、「◎」の記載があるものはマイナンバー関係事務ですので、手続きには下記書類が必要です。

① マイナンバーのわかる書類(マイナンバーカードの原本)

② 届出人の身分証明書(原本に限る)

個人番号カード、運転免許証、パスポートなど写真付のもの → 1点

健康保険被保険者証などの、「氏名」と「住所(又は生年月日)」のわかるもの → 2点

※ 代理人(国保は世帯主以外のとき)の場合は、代理権を証する書類(委任状等)と代理人の身分証明書(②に準じる)も必要です。

※ 詳しくは各担当課までお問い合わせください。

確認	マイ ナン バー	手続きする内容	必要なもの など	窓口「案内マップ」
☐		▼転出の届出をするとき	本人確認書類(運転免許証等) ※外国人の場合は、在留カード(または特別永住者証明書)が必要です。	①市民課 32-5521 (本庁舎1階)
		(玉野市) 転出証明書をお渡しします。 (新住所) 転出証明書をお持ちのうえ、転入の手続きをしてください。		
☐	◎	▼住民基本台帳カード、マイナンバーカードをお持ちのとき	住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)、 マイナンバーカード	
		(玉野市) — (新住所) 異動される全員の該当するカードをお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。なお、住民基本台帳カード・マイナンバーカードの場合は、暗証番号の入力が必要です。		
☐		▼印鑑登録をしているとき	印鑑登録証	⑦保険年金課 保険年金係 32-5528 (本庁舎1階)
		(玉野市) 上記のものをお返しくください。転出(予定)日をもって廃止されます。転出予定期間内に必要な場合は、転出証明書と印鑑登録証を必ずお持ちください。 (新住所) 必要な方は、新たに手続きをしてください。		
☐		▼国民年金について	—	
		(玉野市) 手続きは必要ありません。 (新住所) 年金手帳、印鑑をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。		
☐		▼国民年金について(国外へ転出するとき)	年金手帳、本人確認書類(運転免許証等)	⑥保険年金課 保険年金係 32-5528 (本庁舎1階)
		(玉野市) 国民年金の手続きが必要な場合がありますので、窓口にお寄りください。		
☐	◎	▼国民健康保険に加入しているとき	国民健康保険証、各種受給者証	⑥保険年金課 保険年金係 32-5528 (本庁舎1階)
		(玉野市) 上記のものをお返しくください。転出(予定)日をもって資格を失います。 (新住所) 新たに手続きをしてください。		
☐	◎	▼後期高齢者医療保険に加入しているとき	後期高齢者医療保険被保険者証、各種認定証	
		(玉野市) 上記のものをお返しくください。 (新住所) 新たに手続きをしてください。		

確認	マイ ナン バー	手続きする内容	必要なもの など	窓口「案内マップ」
□	◎	▼国民健康保険料の納付が済んでいないとき	国民健康保険料納付書	⑤保険年金課 保険料係 32-5528 (本庁舎 1 階)
		(玉野市) 納付の手続きをしてください。 (新住所) ー		
□	◎	▼児童手当を受けているとき	ー	⑧福祉政策課 児童福祉係 32-5554 (本庁舎 1 階)
		(玉野市) 受給権消滅の手続きをしてください。(マイナンバー不要) (新住所) 住所変更後 15 日以内に、玉野市の所得課税証明書、健康保険証、振込先の通帳、印鑑をお持ちのうえ、認定請求の手続きをしてください。(マイナンバー必要)		
□	◎	▼児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けているとき	証書	
		(玉野市) 手続きをしてください。 (新住所) 新たに手続きをしてください。		
□		▼ひとり親家庭等医療費受給資格者証の交付を受けているとき	ひとり親家庭等医療費受給資格証	
		(玉野市) 上記のものをお返しく下さい。 (新住所) 玉野市の所得課税証明書、健康保険証、(印鑑)をお持ちのうえ、新たに手続きをしてください。		
□		▼こども医療費受給資格者証の交付を受けているとき	こども医療費受給資格者証	
		(玉野市) 上記のものをお返しく下さい。 (新住所) 玉野市の所得課税証明書、健康保険証、(印鑑)をお持ちのうえ、新たに手続きをしてください。 ※ 各市町村によって異なりますので、お問い合わせください。		
□	◎	▼養育医療(未熟児)医療券を受けているとき	医療券	
		(玉野市) 上記のものをお返しく下さい。 (新住所) 玉野市の所得課税証明書、健康保険証、(印鑑)をお持ちのうえ、新たに手続きをしてください。		
□	◎	▼親子健康手帳・各種健康診査について	親子健康手帳	健康増進課 31-3310 (すこやかセンター)
		(玉野市) 母子健康手帳は引き続きお使いください。ただし、受診票は使用できません。 (新住所) 各市町村によって異なりますので、お問い合わせください。		
□	◎	▼公立小・中学校に通う子供がいるとき	学校から「在学証明書」と「教科書無償給与証明書」を受け取り、転校先の学校へ提出してください。	学校教育課 32-5575 (本庁舎 3 階)
		(玉野市) 学校で手続きしてください。 (新住所) 「在学証明書」と「教科書無償給与証明書」と転入先で発行された「転入・転居・入学通知書」をお持ちのうえ、手続きをしてください。		
□	◎	▼介護保険被保険者証の交付を受けているとき	介護保険被保険者証、印鑑、(届出人の銀行口座番号等)	⑩長寿介護課 32-5534 (本庁舎 1 階)
		(玉野市) 上記のものをお持ちください。手続きが必要です。 (新住所) 要介護認定・要支援認定を受けている方は、転入日から 14 日以内に、要介護度を引き継ぐ手続きをしてください。		
□	◎	▼各種障害者手帳の交付を受けているとき	ー	⑪福祉政策課 障害者福祉係 32-5556 (本庁舎 1 階)
		(玉野市) 手続きは必要ありません。 (新住所) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。		

確認	マイナンバー	手続きする内容	必要なもの など	窓口「案内マップ」
□	◎	▼心身障害者医療費受給資格証の交付を受けているとき	心身障害者医療費受給資格証	⑪福祉政策課 障害者福祉係 32-5556 (本庁舎 1 階)
		(玉野市) 上記のものをお返してください。 (新住所) 新たに手続きをしてください。		
□	◎	▼特別障害者手当・各種福祉手当等を受けているとき	—	
		(玉野市) 手続きは必要ありません。 (新住所) 新たに手続きをしてください。		
□	◎	▼障害福祉サービスの利用者であったとき	受給者証	
		(玉野市) 上記のものをお返してください。 (新住所) 新たに手続きをしてください。		
□		▼地域生活支援事業等の利用者であったとき	利用者証	④税務課 32-5510 (本庁舎 1 階)
		(玉野市) 上記のものをお返してください。 (新住所) 新たに手続きをしてください。		
□		▼心身障害者扶養共済制度に加入していた加入者が、他の都道府県・指定都市に転出するとき	各種利用者証又は受給者証	
		(玉野市) 脱退手続きが必要です。 ※県内（岡山市を除く）への転出の場合、玉野市での手続きは不要です。 (新住所) 新たに手続きをしてください。		
□		▼市・県民税、固定資産税、軽自動車税の納付が済んでいないとき	納税通知書	
		(玉野市) 納付の手続きをしてください。 (新住所) —		
□		▼50～125ccのバイクをお持ちのとき	ナンバープレート、本人確認書類（運転免許証等）、標識交付証明書	④税務課 32-5510 (本庁舎 1 階)
		(玉野市) 廃車の手続きをしてください。 (新住所) 新たに登録の手続きをしてください。		
□		▼海外へ転出される方	—	
		(玉野市) 今後の納税や納付書の送付先について、税務課窓口へお問い合わせください。		
□		▼市営住宅に住んでいる方が転出されるとき	右記へお問い合わせください。	都市計画課 32-5544 (本庁舎 2 階)
		(玉野市) 退去の手続きをしてください。 (新住所) —		
□		▼犬の登録をしているとき	—	環境保全課 32-5520 (本庁舎 2 階)
		(玉野市) 手続きは必要ありません。 (新住所) 鑑札をお持ちのうえ、住所変更の手続きをしてください。		
□		▼家庭ごみの分け方・出し方	—	
		(玉野市) 「ごみ分別辞典」、「ごみ分別収集カレンダー」を参考にしてください。 (新住所) 各市町村によって異なりますので、お問い合わせください。		

確認	マイナンバー	手続きする内容	必要なもの など	窓口「案内マップ」
☐		▼水道を中止するとき (玉野市) 中止の手続きをしてください。 (新住所) 開始の手続きをしてください。	電話又はインターネットで手続きできます。 (中止するときの精算料金は、後日請求されます。)	水道課 33-9666 (水道庁舎 2 階)
☐		▼郵便物の転送	最寄りの郵便窓口で手続きしていただくか、 転居届を記入のうえ、ポストに投函してください。 郵便サービス案内センター (0120) 232886 又は (0570) 046-666 (携帯電話) 平日 8:00~22:00/土日休 9:00~19:00 (必要なもの) 運転免許証、各種健康保険証等	玉野郵便局
☐		▼電気	電話で手続きできます。 中国電力株式会社 岡山営業所 0120 (411) 353 9:00~20:00 (土日、祝日、年末年始を除く)	中国電力株式会社 岡山営業所
☐		▼電話	電話又はインターネットで手続きできます。 局番なし「116」 又は (0800) 2000116 (携帯電話・PHS) 9:00~21:00 (年末年始を除く) 「NTT西日本電話のご案内公式」 http://www.ntt-west.co.jp/denwa/mousikomi/move/gaiyou.html	NTT西日本
☐		▼ガス	検針票等の連絡先、各取引機関又は営業所等 へお問い合わせください。	各取引機関又は営業所等
☐		▼NHK	電話で手続きできます。 (0120) 151515 9:00~22:00	NHK
☐		▼育成医療を受給しているとき	医療給付申請書、医療意見書、世帯調書、所得税額等を証明する書類、健康保険証、印鑑	備前県民局 健康福祉部地域保健班 086 (272) 3950
☐		▼自動車・126cc以上のバイクをお持ちになっている方	下記へお問い合わせください。 <軽自動車> 軽自動車検査協会 050 (3816) 3084 <普通車・126cc以上のバイク> 岡山運輸支局 050 (5540) 2072	軽自動車検査協会 又は岡山運輸支局

●新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、次のものを添えて転入の手続きを行ってください。

1. 転出証明書 2. 届出人の印鑑 3. 届出人の本人確認書類 4. マイナンバーカード

●なお、正当な理由がなく、14日以内に転入の手続きを行わない場合は、50,000円以下の過料に処せられることがありますのでご注意ください。

(転出証明書の記載に変更が生じたとき)

そのまま新住所に提出して、変更事項を申し出てください。

(転出証明書を紛失したとき)

原則として再交付できません。印鑑をお持ちのうえ、ご相談ください。

(転出を取り消すとき)

転出証明書と印鑑をお持ちのうえ、取り消しの手続きを行ってください。



© いいひさいち